

2013.5 改

〒
京都市 区
市営住宅 棟 号
様

平成 年 月 日

承 認 書

京都市住宅供給公
理事長 西 晴 行
(調整課公営管理担当) 

平成 年 月 日付けで申請のあった増築(模様替)「」
については、京都市市営住宅条例第22条第2項により下記の条件を付けて承
認します。

記

- 1 住宅を明け渡す場合及び本市が必要と認めた場合には、無条件で原状に復
すこと。
- 2 本承認事項以外に既存建物に工作を加えないこと。
- 3 模様替えに起因する事故については、一切の責任をもつこと。
- 4 住戸を明け渡す場合、原状変更箇所の処分を本市に委ね、賃取り等を求める
ないこと。

※賃貸の公共住宅に居住の場合、
管理している窓口で申請手続をし
て承諾書を貰います。

承諾までに時間がかかることがあります。

○市営住宅

住宅供給公社調整課公営管理担当

○(市営改良住宅)

同上 改良管理担当

○府営住宅

管轄の土木事務所

○公団住宅

都市再生機構住宅管理センター

平成 年 月 日

模様替え等承諾書

第7号様式

府営住宅模様替え(改築、増築)承認書

平成 年 月

府営住宅 団地 棟 号
入居者 様

京都府乙訓土木事務

平成 年 月 日付けで申請の府営住宅模様替
増築等については、下記により承認する。

記

模様替え(改築、増築等)部分の名称	
模様替え(改築、増築等)部分の面積、箇所および構造	
備考	1 申請以外の用途には使用しないこと。 2 必ず申請どおりにすること。 3 住宅を明け渡すときは、申請者の負担においてすること。 4 住宅管理上、模様替え(改築、増築等)の箇所は移転の必要が生じたときは、申請者の負担に行うこと。

団地
第 街区第 号棟第 号室
賃借人 殿
独立行政法人都市再生機構管理業務受託者
財団法人住宅管理協会 関西支部
京都住宅管理センター所長 

平成 年 月 日付で願出がありました次の模様替え等につきましては、下記
の条件を付して、承諾いたします。

模様替え等の内容

記

- 1 独立行政法人都市再生機構(以下「機構」といいます)が定める「模様替え等工作基準」を遵守して、模様替え等を実行すること。
- 2 模様替え等の施工に際して、第三者に損害を与えないよう十分留意し、万一損害を与えたときは、あなたの責任において問題の解決にあたること。
- 3 模様替え等の実施により、第三者との間に係争が生じたときは、あなたの責任において問題の解決にあたること。
- 4 模様替え等に係る造作及び工作物について、機構が請求したとき又は賃貸借契約が終了したときは、直ちにあなたの負担で撤去し、原状回復し又はその費用を負担すること。(注)
- 5 機構が模様替え等部分の原状回復を免除したときでも、賃貸借契約終了時に当該部分に汚損、破損があるときは、その修復費用を負担すること。
- 6 模様替え等に係る造作及び工作物についての、買取請求権及び有益費償還請求権を放棄すること。
- 7 その他機関が指示する事項に従うこと。

以 上

(注) 残置を認める場合は、「又は賃貸借契約が終了したとき」を削除する。

①お客様用